

初めて緩和措置を受ける年度の提出書類

- **大規模事業所の目標削減率緩和申出書**（様式1（別添1, 2(1), 2(2)含む））

※ 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに提出すること

- **下記の添付書類**

※ 複数の大規模事業所について同一の設置者が申請を行う場合は、法人に係る添付書類は1通のみの提出で構いません。事業所に係る添付書類は、事業所ごとに提出してください。

提出区分	添付書類	確認する事項
必須	登記事項証明書（商業登記簿謄本） （写しで可、原則発行後3か月以内のもの）	資本金・株主数・発行済株式総数・業種・役員数等
	会社概要又はパンフレット （右記を確認でき、外部に公表・配布等を行っているもの）	業種・従業員数等
必要に応じて	従業員数の確認書類	従業員数
区分所有の建物、 又は一部をテナントに賃貸している 建物の場合	建物の登記事項証明書 （写しで可、表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの。 原則発行後3か月以内のもの。）	所有者名、所有面積等
	使用賃貸借契約書の写し	Bテナント等を設置する事業者の占有面積

- ・ 上記添付資料の作成日は、指定のある場合を除き、申出書提出の前年度末に最も近い日付であること。
- ・ 上記のほか、申告事項の確認のため、株主名簿、決算報告書、事業報告書、株主総会の資料や議事録等について埼玉県から提出又は提示を求める場合があります。

緩和措置された翌年度以降の提出書類

- **大規模事業所の目標削減率緩和申出書**（様式1（別添1, 2(1), 2(2)含む））

※ 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに提出すること

- **前頁の添付書類**

ただし、①～③の各事項に変更がない場合、添付書類の提出は不要

① 設置者

② 大規模事業者の専有面積

（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物に限り、大規模事業者が複数ある場合はその合計）

③ Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

（同一事業所内に複数のテナント等を有する場合はその合計）

申出書の記入方法 [様式1]

様式1

大規模事業所の目標削減率緩和申出書

令和8年〇月〇〇日

(宛先)
埼玉県知事

提出者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇
 名称 株式会社〇〇
 代表者職・氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (個人事業者にあては、住所及び氏名)

下記の大規模事業所について、令和 8 年度の目標削減率の緩和の適用を受けたいので、「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」を添付して申し出ます。

緩和対象となる大規模事業所	事業所番号	010x01
	事業所の名称	株式会社〇〇 埼玉工場
	設置者リスト	別添1のとおり
	設置者の変更 (申請初年度は記載不要)	
	大規模事業者の 専有面積の合計	㎡
連絡先	特定事業者の 占有面積	1,000 ㎡
	所属事業者名	株式会社〇〇
	郵便番号	xxx-xxxx
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇
	所属部署	総務部〇〇課
	担当者職名	主任
	担当者名	□□ □□
	電話番号	048-xxx-yyy
	FAX 番号	048-xxx-2222
E-mail アドレス	*****@##.co.jp	

・ 申出日（作成日）を必ず記入

・ 大規模事業者（地球温暖化対策計画書の提出者）の住所、名称、代表者職・氏名を記入
 ・ 押印不要

・ 緩和を受けようとする年度を選択

・ 事業者番号、事業所名称は、地球温暖化対策計画書に記載しているものに合わせる

・ 緩和適用2年目以降の場合に選択
 （初年度は空欄とする）

（大規模事業所が区分所有の建物である場合のみ記入）

・ 大規模事業所が専有している延床面積を記入
 ※ 計画書算定資料に記載している延床面積を参考のこと

（大規模事業所内にBテナント事業所がある場合のみ記入）

・ Bテナント事業所の延床面積を記入
 ※ 使用賃貸借契約書を参照のこと

・ 担当者の連絡先を記入
 ※ 担当者は提出者に属する方としてください

申出書の記入方法 [別添1]

[illegible]

- 大規模事業所の設置者全ての事業者名を記入
設置者が申請者1者のみの場合も、その設置者を記入すること。

※ 事業者名は登記簿の名称に合わせること。

(区分所有の場合)

→ 中小企業等の専有面積（中小企業等が複数ある場合はその合計）が大規模事業所の床面積の2分の1未満である場合は、区分所有者全員を記入すること。

(大規模事業所内にBテナント事業所が存在する場合)

→ 当該Bテナント等を設置する特定事業者全てを記入すること。

- 種別欄は次の選択肢から選択
 - ◆大規模事業者（中小企業者）
 - ◆大規模事業者（組合等）
 - ◆大規模事業者（個人）
 - ◆区分所有者
 - ◆Bテナント等を設置する特定事業者

申出書の記入方法 [別添2(1)]

(別添2(1))

令和 年度 事業所番号

目標削減率の緩和対象となる中小企業者について

1. 目標削減率の緩和対象となる中小企業者に関する情報

事業者名(商号)	株式会社〇〇		
設置者の種別	大規模事業者		
大規模事業所に対する占有(専有)面積*1	8,000 m ²		
これ以降の項目は、中小企業等の種別が「中小企業等」の事業者のみが記入する。			
会社設立の年月日	昭和50	年	〇 月 〇 日
従業員数(役員を除く。)	500 人		
資本金の額(出資金)	200,000 千円		
発行済株式	総数	xxxxx 株	
	うち大企業等の保有数	yyyy 株	
役員数	全体	7 人	
	うち大企業等の役員又は職員*2	0 人	
役員名	1	〇〇 〇〇	11
	2	△△ △△	12
	3	□□ □□	13
	4	◇◇ ◇◇	14
	5	XX XX	15
	6	YY YY	16
	7	ZZ ZZ	17
	8		18
	9		19
	10		20
日本標準産業分類による業種*3	大分類	製造業	
	中分類	食料品製造業	
	小分類	パン製造業	
中小企業基本法による中小企業者の業種分類	製造業、建設業、運輸業その他の業種		

別添2(1)については、1つの大規模事業所に対して設置者（中小企業者）が複数いる場合、中小企業者ごとに作成し、申出書に添付（様式をコピーして作成）

※ 組合等及び個人においては、別添2(1)の提出は不要

• 登記簿の名称と一致していること

• **Bテナント等を設置する特定事業者又は区分所有建物の設置者**（大規模事業者を含む。）のみ記入

• 登記簿の記載内容と一致していること

• **売上高が最も大きな事業**について、日本標準産業分類に基づき業種を選択／記入

• 該当する業種を選択

申出書の記入方法 [別添2(2)]

(別添2(2))	
事業所番号 010801 事業者名 株式会社〇〇	
2. 目標削減率の緩和対象とならない中小企業者に関する確認 中小企業者であっても、次の事項に1つでも該当する場合は目標削減率の緩和対象とはなりません。全ての項目について該当するか否かを確認してください。	
記入欄	目標削減率の緩和対象にならない条件 確認内容・方法
該当 ☐ 非該当 ☒	大企業(中小企業以外の会社)を子会社 に持つ(特定中小企業) 子会社や孫会社の中に大企業があるかどうかについて、事業報告書等により確認する。
該当 ☐ 非該当 ☒	一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している 株式総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有する大企業(その役員を含む。)又は特定中小企業(その役員を含む。)の有無について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当 ☐ 非該当 ☒	複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している 株式を保有する又は出資する大企業、特定中小企業(その役員を含む。)が複数存在する場合、その合計が株式総数又は出資価額の総額の2/3以上となることはないかを、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当 ☐ 非該当 ☒	一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の2分の1以上を兼務している。 大企業、特定中小企業の役員、職員を兼務する役員が役員数の1/2以上であること、社内保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該当 ☐ 非該当 ☒	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、組合等を除く会社法以外で設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが、次の状態となっていないか株主名簿や事業報告書等により確認する。 ・単独で発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有している。 ・複数で発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を所有している。 ・これらの団体又は法人のうち、1の団体又は法人の役員又は職員が、役員総数の1/2以上を兼務している。
3 添付する書類	
登記事項証明書(商業登記簿謄本)	△別紙(1)のとおり
会社概要・パンフレット等	△別紙(2)のとおり
その他(必要に応じて)従業員数の確認書類	△別紙()のとおり
建物の登記事項証明書	△別紙(3)のとおり
使用賃貸借契約書	△別紙(4)のとおり
	△別紙()のとおり
	△別紙()のとおり

別添2(2)については、1つの大規模事業所に対して設置者(中小企業者)が複数いる場合、中小企業者ごとに作成し、申出書に添付(様式をコピーして作成)

※ 組合等及び個人においては、別添2(2)の提出は不要

- 「確認内容・方法」の記載に基づいて、各条件への該当/非該当を確認し、記入欄にチェックを入れる

- 申出書に添付する書類に「一連の番号」を付し、その番号を記入
 ※ 大規模事業所の設置形態によって、添付書類は異なります